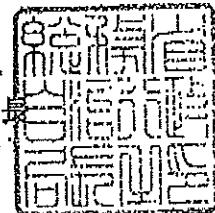


総行第339号
平成23年12月22日

地方職員共済組合理事長
(地方共済事務局、団体共済部扱い)
東京都職員共済組合理事長
各指定都市職員共済組合理事長

} 殿

総務省自治行政局長



地方公務員等共済組合法施行規則の一部を改正する省令の施行について
(通知)

地方公務員等共済組合法施行規則（昭和37年自治省令第20号。以下「規則」という。）の一部を改正する省令が平成23年12月22日に公布されました。
このたびの改正の概要は下記のとおりですので、その施行に遗漏のないよう願います。

記

第1 地共連等の事務に要する費用関係

1 改正の主な内容

地方公務員共済組合連合会（以下「地共連」という。）の事務に要する費用について、地方公務員共済組合（以下「組合」という。）と同様に長期給付に関する経理から業務経理に繰り入れることによりまかぬことができることとされたこと。（規則第11条の5の2関係）

なお、地共連、全国市町村職員共済組合連合会（以下「市町村連合会」という。）及び地方職員共済組合（団体組合員に係るものに限る。）における地方公務員等共済組合法施行規程（昭和37年総理府・文部省・自治省令第1号。以下「規程」という。）附則第2条の2の規定の準用による繰入れにより事務に要する費用をまかぬことができる仕組みについては、廃止することとされたこと。（規則第11条の4、第11条の16及び第12条の8関係）

※ 組合に係る規程附則第2条の2の規定による繰入れの仕組みについても、今後同様に廃止する見込みであること。

2 施行期日

平成24年4月1日から施行することとされたこと。

第2 地共連の長期給付積立金関係

1 改正の主な内容

組合又は市町村連合会の長期給付に要する資金が不足していると認められる場合における地共連の長期給付積立金からの必要な資金の交付方法について、当該事業年度における各支給期月ごとの長期給付に要する費用の見込額と当該支給期月の前月末の長期経理資産の見込額との差額の合計額を一括して交付することとされたこと。（規則第11条の11、規則別表第1号表、同第2号表及び規則附則第5条の6関係）

2 施行期日

公布の日から施行することとされたこと。